



《全日本中学校長会》

平成27年7月23日（木）

## 第2回理事会 会長挨拶

会長 伊藤 俊典

### 1 はじめに

5月の第66回総会から2ヶ月が経過しました。会長就任後初めての理事会になります。どうぞよろしくお願いいたします。6月から8月にかけては、国の教育改革の動きが活発になっています。全日中においても情報収集や発信、意見表明に力を入れたいと思います。

### 2 各地区の中学校長会研究大会について

6月に入って、各地区の中学校長会研究大会が始まりました。これまでに、関東甲信越地区中学校長会第67回研究協議会山梨大会、第66回近畿中学校長会研究協議会京都大会、第49回中国・四国中学校長研究会広島大会、第65回東北地区中学校長会研究協議会青森大会、第55回東海北陸中学校長会研究協議会石川大会が開催され、いずれの地区においてもたいへん熱心な研究協議がありました。

本年度の全日本中学校長会研究協議会福岡大会から研究協議会主題が大きく変わり「社会を生き抜く力を身に付け、未来を切り拓く日本人を育てる中学校教育」となりましたが、各地区の研究大会においても新たな研究主題に取り組んでいただいています。

文科省の行政説明については、近畿中学校長会研究協議会京都大会、中国・四国中学校長研究会広島大会、東海北陸中学校長会研究協議会石川大会で伯井大臣官房審議官により行われ、最近の国の動向についての説明がありました。

今後は、第57回北海道中学校長会研究大会檜山・江差大会が9月に、そして、第66回全日本中学校長会研究協議会福岡大会が10月に行われます。

### 3 第66回全日本中学校長会研究協議会福岡大会について

10月28日（水）～30日（金）に、福岡県福岡市を会場として第66回全日本中学校長会研究協議会が行われます。7月15日には、福岡県教育委員会及び福岡市教育委員会を堀井事務局長と共に訪問し、挨拶や福岡県の中学校長会との打ち合わせ、会場の下見を行ってきました。大会実行委員長でいらっしゃる全日中副会長の河野敏春様を始めとして全九州中学校長協議会の皆様、福岡県中学校長会の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

### 4 教員加配定数の計画的な削減に反対する緊急要望書について

財政制度等審議会が打ち出した教員加配定数の計画的な削減案には大きな危惧を抱いており、教育現場の実態にそぐわないものと考え、緊急要望書（6月8日付）を作成し、予算対策部、給与対策部による内閣府、財務省、国会議員への緊急要請を行いました。各都

道府県中学校長会においても連動して、知事・地元選出国會議員等に緊急要請を行っていただきました。

この結果、政府の閣議で決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」には教職員定数合理化計画は盛り込まれませんでした。

このことについては、今後とも各都道府県中学校長会、文部科学省、関係教育団体と連携して継続的に取り組んでまいりたいと思います。

## 5 東日本大震災被災3県訪問について

- (1) 訪問期日 平成27年8月27日(木)～28日(金)
- (2) 訪問先
  - ① 岩手県盛岡市立上田中学校
  - ② 宮城県大崎市立古川中学校
  - ③ 福島県双葉郡富岡町立富岡第一中学校・富岡第二中学校  
(震災により避難をして開校している中学校の現状を視察)
- (3) 訪問予定者  
会長、総務部長、東日本大震災支援委員長、事務局長

## 6 全日本中学校長会関係会合等の見直しについて

来年度以降の関係会合等の見直しについて検討する方向で考えています。理事の皆様からご意見を伺いながら進めていきたいと考えています。

## 7 学習指導要領改訂に向けての意見表明について

現在、学習指導要領改訂に向けての議論が中央教育審議会において活発にされています。全日中としては、昨年度の教育研究部の調査研究において、「学習指導要領の改訂について」の調査研究をまとめており、大変良い資料と考えます。これを基にして意見表明を進めていきたいと思います。

## 8 文部科学省関連の情報について(文部科学省行政説明等から)

- (1) 教育再生実行会議
  - ・ 第六次提言(平成27年3月4日)  
「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について
  - ・ 第七次提言(平成27年5月14日)  
これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について
  - ・ 第八次提言(平成27年7月8日)  
教育立国実現のための教育投資・教育財源の在り方について
- (2) 中央教育審議会関係(松岡前会長から)  
今年の2月14日に第7期中央教育審議会が終了し、翌15日から第8期中央教育審議会がスタートした。

昨年11月に文部科学大臣から諮問のあった「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」、第8期中央教育審議会においても、第7期に引き続いて審議を継続している。次期学習指導要領改訂へ向けて、現在、急ピッチで審議が進行している。検討組織としては、初等中等教育分科会の下に、教員養成部会、教育課程部会を設置し、それぞれ所管事項について審議している。また、本年1月に設置された「教育課程企画特別部会」は、6月9日で、すでに第9回を数え、より具体的な意見交換を行っている。同特別部会におけるこれまでの議論等の論点は、次のとおりである。

- ① 初等中等教育の教育課程に関する現状と課題
  - ア 社会の質的变化等と教育課程の課題
  - イ 前回改訂の成果と次期改訂に向けた課題
- ② 新しい学習指導要領等が目指す姿
  - ア 新しい学習指導要領の在り方について
  - イ 育成すべき資質・能力について
    - ・ 育成すべき資質・能力についての基本的な考え方等
    - ・ 資質・能力等の構造のとらえ方
    - ・ 特にこれからの時代に求められる資質・能力等
    - ・ 発達段階や成長過程のつながり
  - ウ 育成すべき資質・能力と、学習指導要領等の構造化の方向性について
    - ・ 学習指導要領等の構造化の在り方（何ができるようになるかを示すこと）
    - ・ 学習活動の示し方や「アクティブ・ラーニング」の意義等
- ③ 評価の在り方について
- ④ 学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策
  - ア 「アクティブ・ラーニング」等の実現に向けて必要な支援方策等
  - イ カリキュラム・マネジメント
- ⑤ 各学校種、各教科等における改訂の具体的な方向性

また、教員養成部会においては、この7月に中間まとめを発表すべく、次の6項目について活発な議論を展開している。

- ① 教員の育成指標（ルーブリック、スタンダード）や研修計画について
- ② 現職研修について
- ③ 採用の改善について
- ④ 養成の改善について
- ⑤ 免許制度の改善について
- ⑥ その他（教職大学院、大学院との連携について）

今後、教育課程企画特別部会を月2回程度のペースで開催し、夏までに論点整理（仮称）をとりまとめ、秋以降、各学校種、教科等別の専門部会において、論点整理を踏まえた検討を行い、審議のまとめを経て、平成28年度中に中央教育審議会として答申していく予定。

- (3) 学校教育法等の一部を改正（小中一貫教育を行う新たな学校の種類の制度化）
  - ・ 平成27年6月17日参院本会議で成立
  - ・ 学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を新たな学校の種類

として規定（平成28年4月1日施行）

- (4) 公職選挙法等改正
  - ・ 選挙権年齢を「満18歳以上」に引き下げ
- (5) 高大接続改革
  - ・ 高等学校教育改革
  - ・ 大学入学者選抜改革（大学入学希望者学力評価テスト(仮称)導入）：今の中1から
  - ・ 大学教育改革
- (6) 生徒の英語力向上推進プラン
  - ・ 生徒の着実な英語力向上を目指し、国及び都道府県で明確な達成目標（GOAL2020（平成32年度））を設定
  - ・ その達成状況を毎年公表して、計画的に改善を推進
  - ・ 全国的な英語4技能を測る「全国的な学力調査」の実施（平成31年度から）
  - ・ 第2期教育振興基本計画中の成果目標（平成25年～29年）は、中学卒業段階に英検3級程度以上50%
- (7) 学習指導要領改訂
  - ・ 「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」
  - ・ 平成28年度中に答申、告示
  - ・ 平成32年度小学校全面实施予定
  - ・ 平成33年度中学校全面实施予定
- (8) 道徳の教科化
  - ・ 平成27年度から、一部改正学習指導要領の趣旨を踏まえた取組可能
  - ・ 小学校は平成30年度、中学校は平成31年度から、検定教科書を導入して「特別の教科 道徳」を実施
  - ・ 「考える道徳」「議論する道徳」への転換
- (9) 学校の教職員構造の転換（チーム学校の推進）  
（初等中等教育分科会チーム学校作業部会）
  - ・ 教員を中心に、多様な専門性を持つスタッフを学校に配置し、学校の教育力・組織力を向上
  - ・ 「学校のマネジメント機能の強化」：管理職の適材確保、主幹教諭制度の充実、事務体制の強化
  - ・ 「専門性に基づくチーム体制の構築」：教職員の指導体制の充実、教員以外の専門スタッフの参画、地域との連携体制の整備
  - ・ 「教職員一人一人が力を発揮できる環境の整備」：人材育成の推進、業務改善、教育委員会等による学校への支援の充実
- (10) 児童生徒の「被害のおそれ」に対する学校における早期対応について（指針）  
（平成27年3月31日） ※ 原則として対面で安全確認
  - ・ 連続欠席3日：担任・養護教諭等がチェックし、管理職に報告。
  - ・ 連続欠席7日：管理職は速やかに設置者に通知。

## 9 日本教育連盟による日韓教育文化交流について

日本教育連盟は、本年度韓国ソウルでの交流事業を予定していましたが、MERS ウイ

ルス感染リスクのため、韓国側と協議のうえ、本年度の韓国ソウルでの事業を中止し、来年度に延期することになりました。

## **10 多様な教育機会確保法（仮称）案について**

現在、超党派の議員連盟において立法に向けて検討されています。同法案では、一定の仕組みを設けることで、学校外学習を認めるという、義務教育（就学義務）を見直す内容となっています。7月16日（木）に全日本中学校長会、全国都道府県教育長協議会等からのヒアリングが行われました。

## **11 いじめ問題への取組について**

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が成立・施行され、同法に基づく国のいじめ防止基本方針が策定され、各学校においては、学校いじめ防止基本方針の策定やいじめの防止等の対策のための組織を設置し、未然防止・早期発見・早期対応等の取組を実施してきているところです。しかしながら、「生徒指導上の諸問題の現状と文部科学省の施策について（平成27年6月）」を見ますと、依然として憂慮すべき状況にあると考えられます。今後も、いじめ問題については全日中としてもその解決に向けて取り組んでまいりたいと考えています。